

1 学校の概要

人吉市立東間小学校

所在地・電話番号	〒 8 6 8 - 0 0 4 4 所在地：熊本県人吉市東間下町 2 6 8 3 TEL：(0 9 6 6) 2 2 - 3 9 0 5				
児童・生徒数 (平成 16 年 5 月 1 日現在)	学 年	生徒・児童数			学級数
		男	女	計	
	第 1 学年	3 9	3 5	7 4	3
	第 2 学年	3 7	3 6	7 3	3
	第 3 学年	4 3	3 6	7 9	2
	第 4 学年	3 3	2 9	6 2	2
	第 5 学年	3 7	2 9	6 6	2
	第 6 学年	3 6	4 2	7 8	2
	計	2 2 5	2 0 7	4 3 2	1 4
教員数	2 5 名				
学校・地域の 教育的環境	人吉市は、熊本県の最南端に位置し、四方を九州山地に囲まれて相良氏入国以来 700 年余の歴史と文化に育まれた情緒豊かな街である。日本 3 急流の一つ球磨川が市の中央部を流れ、市内の至る所に温泉が湧出し、焼酎蔵元や鎌倉時代の仏教史跡が点在している。 本校区は、人吉市からいえば球磨川の南部地区に位置し、2つの川が南北に流れている。校区の中心から北西部は、商業地区、住宅地区として全地域の 1/3 を占めている。校区の南東部の 2/3 の地区は、田畑の中に町内の集落が点在している。				

2 研究成果の概要

(1) 研究主題

児童の著作権感覚を高める指導と評価に関する研究

(2) 研究のねらい

各教科や総合的な学習の時間において、情報活用能力の育成と関連づけながら、児童の著作権感覚の向上と自ら考え行動できる態度の育成をめざす。特に、体験的な活動やIT活用を通して、子供たちの著作権感覚を育てることをねらいとする。

また、文化庁開発のデジタルコンテンツや指導資料、自作教材を活用した授業実践を進め、その学習効果について分析するとともに、著作権教育に関する研修を充実させ、教師の著作権感覚を高める。

(3) 研究の概要

(1) 学年の発達段階に応じた指導計画・教材開発

- 各学年における重点指導事項の明確化 (※別紙1を参照)
- 著作権教育の学年ごとの年間指導計画の作成 (※別紙2を参照)
- 個人情報・肖像権など関連する情報モラルの重点的指導

(2) 著作権感覚を高める授業実践と評価

- 文化庁提供のデジタルコンテンツを活用した授業
- 身近な著作物から学ぶ体験的な活動
- テレビ会議を通じた専門家との交流学习
- 授業後の児童の感想や、児童の変容の分析

(2) 著作権教育における日常的な指導の推進

- 教科等の指導場面でのワンポイント指導
-

(3) 著作権教育における児童・教師への意識調査の分析

- 著作権教育に関する職員研修の実施
- 児童向けの著作権教育に関するアンケート調査の分析

(4) 研究の成果

1. 著作権感覚を育てる授業実践と評価

① 3・4年 総合（情報）「作品を大切にしよう」 3時間

文化庁開発ソフトを活用して、著作権クイズを楽しみながら、基礎知識を身につけることができた。他の人の著作物（作品）を大切にする態度が身に付いてきた。

② 4年 総合（情報）「身の回りから作品を見つけよう」 3時間

CDや本、絵画などの著作物を身の回りから見つけ、コピーライト(C)の記述やその留意点について考えることができた。日頃から著作物に目を向けるようになった。（※別紙3を参照）

③ 5年 社会科「私たちが動かす情報」 7時間

新聞社の方から、テレビ会議を通して「引用」の留意点を教えてもらうことができた。引用の正しい仕方を知り、ホームページ作りに生かすことができた。（※別紙3を参照）

④ 5・6年 総合（情報）「著作権クイズを作ろう」 7時間

著作権コンテンツを参考にしながら、学習したことを生かして、著作権クイズを作成することができた。Web ページにまとめ、友達どうして紹介することができた。

2. 著作権教育における日常的指導の推進

著作権を授業等の中で中心的に取り上げるのではなく、子どもたちの活動の中でトピックスのように扱いながら、5分程度の時間で効果的に指導することができた。その際、文化庁 Web サイトで提供している教師用指導書を用いた。

教師用指導書は、場面ごとに具体的な対応策や解説が整理してあるので、権利の尊重や文化的所産の大切さについて考えさせることができた。

3. 児童向けの著作権教育に関するアンケートの分析

2年間にわたる児童向けの実態調査を分析した結果、全学年において、著作物や著作権の基礎知識が高まり、学校全体の取り組みとして、著作権感覚を高まってきたことを示した。（※別紙4を参照）

4. 今後の課題

○著作権教育と、情報モラル（肖像権やプライバシー保護など）の関連性を明確にし、道徳の授業との連携を図りながら発達段階に応じた指導を進める。

○著作権教育に関する教員研修の充実を図り、文化庁開発教材の有効活用を学校全体で進めるようにする。

○教師向けの著作権教育に関するアンケートを実施し、著作権教育における教育効果や推進する上での課題を明確にする必要がある。

別紙 1 東間小学校 情報モラル（著作権・個人情報・マナー）における指導事項

分類項目	ID	指導事項	関連する法規・条例	低学年	中学年	高学年
著作権	CR01	身近なものから著作物を見つけ、自分や他人の著作物を大切にすることができる。	著作物の例示(10条)	○	○	
著作権	CR02	自分の著作物を発表するかどうか、いつどのように発表するかを決めることができる。	公表権(18条)	○	○	
著作権	CR03	著作者を勝手に変えることができないことがわかる。	氏名表示権(19条)		○	
著作権	CR04	他の人の著作物を勝手に変えてはいけないうことにきづく。	同一性保持権(20条)		○	
著作権	CR05	他の人の著作物を使う場合、許可してもらわないと使えないことがわかる。	著作物利用の許諾(63条)			○
著作権	CR06	他の人の著作物から引用することがわかり、適切に引用することができる。	引用(32条)			○
著作権	CR07	著作物を複製（印刷など）する際に、目的や留意点に応じて行うことができる。	複製権(21条)			○
個人情報	PR01	名前や住所、電話番号などの個人に関する情報の大切さがわかる。	個人情報保護条例	○	○	
個人情報	PR02	個人情報を電子掲示板などのインターネットの情報に出さないことができる。	個人情報保護条例			○
個人情報	PR03	個人情報に気をつけて、責任を持って情報発信することができる。	個人情報保護条例			○
セキュリティ	SC01	学校でのコンピュータ活用のきまりを理解して、正しく活用することができる。	情報セキュリティポリシーに関するガイドライン	○	○	
セキュリティ	SC02	コンピュータウィルスについて理解し、その適切な対処方法がわかる。	情報セキュリティポリシーに関するガイドライン			○
セキュリティ	SC03	チェーンメール・スパムメールについて理解し、その適切な対処方法がわかる。	情報セキュリティポリシーに関するガイドライン			○
セキュリティ	SC04	パスワードの大切さがわかり、パスワードを適切に管理することができる。	情報セキュリティポリシーに関するガイドライン			○
セキュリティ	SC05	不正アクセス、盗聴などのコンピュータ犯罪について正しく理解することができる。	情報セキュリティポリシーに関するガイドライン			○
全般	MR01	誹謗中傷がなく、相手を意識した言葉使いや文章表現をすることができる。		○	○	
全般	MR02	うわさや偽情報に惑わされず、情報の真偽を適切に判断することができる。		○	○	
全般	MR03	自分の発信した情報に責任を持ち、正しい情報を発信することができる。		○	○	
全般	MR04	情報を提供してもらった相手に対して、感謝の気持ちを表現することができる。		○	○	
全般	MR05	有害な情報やモラルに反する情報があることを知り、適切に対応することができる。		○	○	
全般	MR06	肖像権について理解し、他人を撮影する際に許可をもらうことができる。		○	○	
全般	MR07	メールやメーリングリストを用いる際に留意する点がわかる。				○

本校における著作権教育の計画

熊本県人吉市立東間小学校

1. 著作権教育の指針

本校における著作権教育では、各教科や総合的な学習の時間において、情報活用能力の育成と関連づけながら、児童の著作権感覚の向上と自ら考え行動できる態度の育成をめざす。著作権教育の基本方針を、以下に示す。

- 体験的な活動やIT活用を通して、子供たちの著作権感覚を育てる。
- 相手や目的を意識した活動から、著作権について自ら考える態度を育てる。
- 著作権教育に関する研修を充実させ、教師の著作権感覚を高める。

2. 具体的な取り組みの方向性

具体的な取り組みの内容として、どの学級でも実践できる内容を十分検討し、日常的に取り組んでいくようにする。その方向性として、以下の3つの視点を設けた。

- (1) 学年の発達段階に応じた指導計画・教材開発
- (2) デジタルコンテンツや印刷資料などの著作権に関する教材を用いた授業実践
- (3) 著作権教育における児童・教師への意識調査の分析

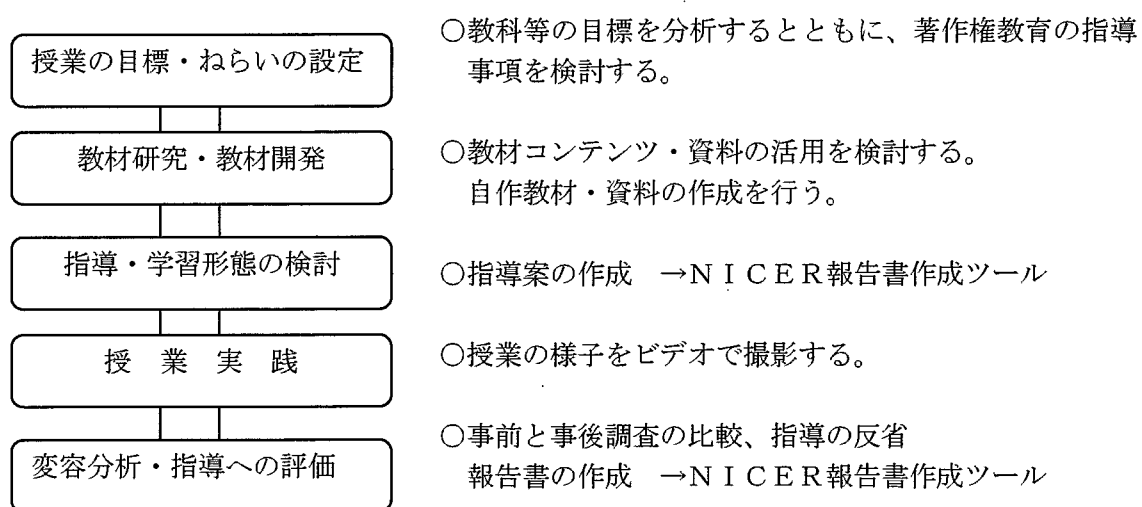
3. 具体的な指導事項

小学校段階での著作権教育における指導事項を明確にすることとした。(別紙資料参照)

個人情報やプライバシー、肖像権などの関連する内容とともに重点的に指導し、情報社会に参画する態度の育成を図る。

4. 指導計画の作成と授業実践の流れ

授業実践においては、以下のような実践の流れをふまえることとし、実践の様子を記録するとともに、児童の変容などを定量的に評価し、実践への評価を具体的に示すことができるように計画する。



※文化庁が開発した「著作権教育を学ぶソフト」の活用を授業の中で積極的に進めるとともに、昼休みなど休み時間での自主的な活用を推進する。

5. 実施計画

(1) 授業計画

期 日	学年・組	題材名	具体的な内容
11.12 (水) 11.12 (水)	4年1組 4年2組	著作権って何だろう？ (総合情報)	CDや本、絵画などの著作物を身の回りから見つけ、著作権を大切にする態度を養う。
11.14 (水) 11.14 (水)	5年1組 5年2組	著作権って何だろう？ (総合情報)	CDや本、絵画などの著作物を身の回りから見つけ、著作権を大切にする態度を養う。
11.27 (木) 4年1組 4年2組	4年1組 4年2組	守ろう！著作権 ～違法コピーとデジタル万引き～ (学級活動・総合情報)	違法なコピーやデジタル万引きについて知り、著作者の心情を考えることができる。
11.27 (木) 5年1組 5年2組	5年1組 5年2組	守ろう！著作権 ～違法コピーとデジタル万引き～ (学級活動・総合情報)	違法なコピーやデジタル万引きについて知り、著作者の心情を考えることができる。
12.03 (水) 4年1組 4年2組	4年1組 4年2組	お願いして、著作物を使おう！ (社会、総合)	社会科でインターネットから情報収集した内容から使用許可をもらい、引用の仕方を身に付ける。
12.03 (水) 5年1組 5年2組	5年1組 5年2組	お願いして、著作物を使おう！ (社会、総合)	社会科でインターネットから情報収集した内容から使用許可をもらい、引用の仕方を身に付ける。
12.11 (水) 3年1組 3年2組	3年1組 3年2組	キャラクターを守ろう。 (学級活動)	自分たちで作った学級のマスコットを真似された際の気持ちや心情を考える。
12.11 (水) 2年1組 2年2組	2年1組 2年2組	キャラクターを守ろう。 (学級活動)	自分たちで作った学級のマスコットを真似された際の気持ちや心情を考える。
12.18 (水) 5年1組	5年1組	私たちが動かす情報 (社会)	情報を生み出す仕事をしている新聞社の人たちが著作権についてどのように配慮しているかを知る。
12.18 (水) 5年2組	5年2組	私たちが動かす情報 (社会)	情報を生み出す仕事をしている新聞社の人たちが著作権についてどのように配慮しているかを知る。
1.11 (水) 4年1組 4年2組	4年1組 4年2組	著作権クイズを作ろう (総合情報)	これまで学習した内容から、自分なりにクイズ形式でまとめることができる。
1.11 (水) 5年1組 5年2組	5年1組 5年2組	著作権クイズを作ろう (総合情報)	これまで学習した内容から、自分なりにクイズ形式でまとめることができる。

(2) 研修計画

期 日		研修内容	具体的な内容
10.28 (火)	校内研修	著作権教育の協力校についての概要説明	著作権教育の協力校としての研究内容・方法について共通理解
11.04 (火)	校内研修	著作権教育の協力校についての計画説明	著作権教育の協力校としての具体的な研究内容について共通理解
12.16 (火)	校内研修	著作権法について (グループ協議)	著作権教育について質疑応答
01.20 (火)	校内研修	2010年の教室と著作権教育(講話)	国立教育政策研究所 清水康敬センター長による講話

6. その他の考えられる内容

(1) 自作教材・自作資料の開発と活用

著作権教育の指導事項にもとづいた自作の教材や資料を開発し、授業実践の中で活用を図る。児童にわかりやすいお話し風の資料やアニメーションを用いた資料を作成・活用する。

(2) 職員研修での開発ソフトの活用

文化庁の開発ソフトは、児童・生徒向けのソフトであり、わかりやすい表現になっている。そのため、教師でも理解しやすいことから、職員研修の中で実際に活用して、授業での活用方法を模索する。

(3) 著作権教育を中心にした「総合的な学習の時間」における特設単元の開発

情報社会に参画する態度の育成と関連づけた特設単元を開発して、授業実践を行う。情報モラルや個人情報保護の観点考虑した、著作権教育のあり方を模索する。

(4) 家庭や地域との連携

実施している著作権教育について家庭に伝えるとともに、「家庭でできる著作権教育」について一緒に考えるようにする。また、開発ソフトの家庭での利用状況等について調査し、その結果を分析する。

著作権教育における授業実践について

熊本県人吉市立東間小学校

(1)身の回りから著作物を見つける授業実践

CDや本、絵画などの著作物を身の回りから見つける活動を行い、コピーライト(C)の記述やその留意点について考えるようにした。写真1は、図書資料の中から、著作権に関する記述部分を探している様子である。表1は、授業の中で見つけた著作物の特徴を整理したものである。

筆箱のキャラクターや友達の習字の作品なども、著作物であることに気づいたようである。このことにより、日頃から著作物に目を向けるようになり、他の人の著作物を大切にする態度が身に付いてきた。以下に、授業後の児童の感想を示す。

【授業後の児童の感想】

- 私は、前から (C) って何だろうと思っていたので、今日の学習でなるほどと思いました。
- 人が考えたり作ったりしたものは、とても大切な作品だと思いました。
- 学校にもたくさんの著作物があるんだなと思いました。

(2)教材コンテンツで基礎知識を学習する実践

文化庁提供のデジタルコンテンツを活用して、著作物や著作権の基礎知識を身につけるようにした。写真2は、教材コンテンツを活用している様子である。このコンテンツは、クイズ形式になっており、子どもたちも楽しみながら学習を進めることができる。

コンテンツを活用した授業を中学年・高学年で実施した。その際、各学年で重点的に指導する内容を決めて、コンテンツを活用するようにした。

中学年では、著作物の種類や内容、許可をもらうことの大切さ等を中心に学習するようにした。

高学年では、複製(コピーなど)の留意点や私的使用、学習での利用などの著作物を利用する際の留意点についても学習を深めるようにした。

コンテンツを活用した授業を通して、著作権の基礎的な知識を身に付けるとともに、他の人の著作物(作品)を大切にする態度が身に付いてきた。



写真1 図書室で著作権の記述を見つける様子

表1 児童が見つけた著作物の特徴

(C)の記述	著作物	特 徴
(C)あり	筆箱	キャラクターを掲載してある。
	鉛筆	
	ビデオ	詳細な留意点が記載してある。
	鑑賞 CD	
(C)なし	図書室の本	児童の著作物が多く、氏名が記載してある。
	習字作品	
	図工作品 美術品	



写真2 コンテンツを活用して学習している様子

(3)テレビ会議で、「引用」を学ぶ授業実践

5年生社会科「私たちが動かす情報」では、新聞社から、取材の仕方や許諾・引用について教えてもらう活動を進めた。導入時には、実際に新聞社を訪問して、記事を作る工程を見学した。

その後で、「新聞社では、他の人が書いた文章をどのように使っているのだろう。」という課題を設定して展開するようにし、新聞社とテレビ会議を通して質問をするようにした。

写真3は、新聞社の方から、テレビ会議を通して、新聞の編集での著作権の取り扱いについて教えてもらった様子である。

新聞社から、「許諾」や「引用」の方法などを、具体的な事例から教えてもらった。

写真4は、新聞社から教えてもらったことを整理して、学習内容をまとめている様子である。テレビ会議の後には、引用について、教えてもらったことを、以下のようにならめようにした。

<学習内容の整理>

- 引用する必要があること。
- 自分の作品が、中心であること。
- 「」をつけて、引用部分が分かれていること。
- 出典をきちんと書いておく。

写真5は、出典の明記やカギ括弧による区分などの「引用」での留意点を教えてもらったことを生かして、自分たちの情報発信(Web ページ作成)を行うようにした。

また、著作物を利用する際には電子メールで許諾をお願いする子どもには、新しい情報を提供してもらった。

(4)各教科での学習シートの工夫

各教科で学習を展開する中で、著作権に関する内容を補足的に指導するための学習シートを工夫した。

写真6は、社会科の調べ学習で準備した学習シートの一例である。「参考にした資料」という欄を設けるようにし、引用した文献や資料の出典を書き込ませるようにした。

これ以外にも、音楽の授業では、音楽 CD をコピーする場合の留意点や、作曲した人の業績についても触れていくようにした。



写真3 新聞社から引用の仕方を教えてもらう様子

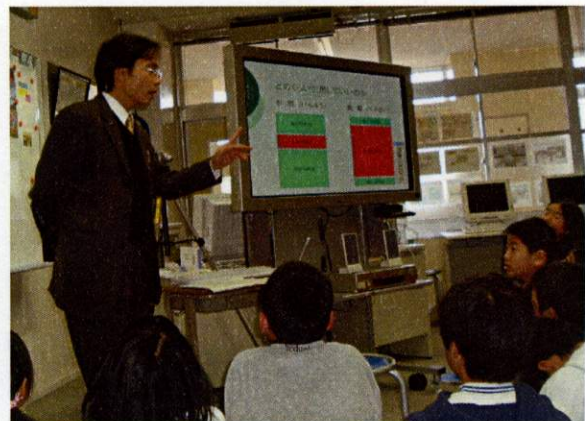


写真4 引用と転載にまとめている様子

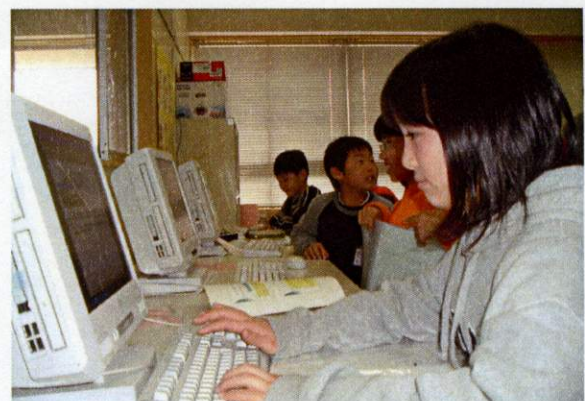


写真5 著作物を引用して、Web ページの作成

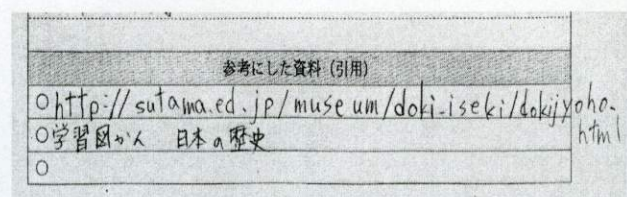


写真6 社会科での学習シート例

著作権教育における児童向けアンケート調査の結果と考察

人吉市立東間小学校

著作権に関する児童向けの意識調査を、4、5、6年生児童209名を対象に、平成15年9月、平成16年7月の2回で実施した。10項目について、4段階の尺度で回答してもらい、調査結果を t-検定を用いて分析し、これまでの取り組みによる児童の意識の変容を分析した。(以下の表を参照)

表 児童向けアンケートの項目ごとの平均値・有意差

アンケート項目	H15	H16	有意差
①自分が作った図工の作品などを大切にしていると思いますか。	2.85	3.08	
②ポスターやパンフレットを作るときに、まんがのキャラクターを使ってよいと思いますか。(逆項目)	1.70	2.20	**p<. 01
③友だちが作った図工の作品などを大切にしていると思いますか。	3.31	3.27	
④掲示してあるポスターやパンフレットを大切にしていると思いますか。	3.26	3.33	
⑤他の人の作品を使うときに、作った人に必ず許可をもらうようにした方がよいと思いますか。	3.75	3.86	
⑥CD やビデオなどに、著作権について書いてある部分は、大切な内容だと思いますか。	3.51	3.36	
⑦あなたは、著作権についてくわしく知っていると思いますか。	2.02	2.33	*p<. 05
⑧あなたは、ひごろから著作権に気をつけていると思いますか。	2.59	3.00	*p<. 05
⑨著作権を守ることは、大切なことだと思いますか。	3.50	3.80	**p<. 01
⑩コピーしたり印刷したりするときに、著作権に気をつけていると思いますか。	3.00	3.18	

表中②の「まんがのキャラクターを使ってよいと思うか。」では、平成15年9月の平均値が1.70で、平成16年7月の平均値が2.20となり、1年後の結果が、1%水準で有意に高い結果となった。

表中⑦の「著作権について、くわしくなったと思う。」では、平成15年9月の平均値が2.02で、平成16年7月の平均値が2.33となり、1年後の結果が、5%水準で有意に高い結果となった。

表中⑧の「ひごろから著作権に気をつけていると思う。」では、平成15年9月の平均値が2.59で、平成16年7月の平均値が3.00となり、1年後の結果が、5%水準で有意に高い結果となった。

表中⑨の「著作権を守ることは、大切なことだと思う。」では、平成15年9月の平均値が3.50で、平成16年7月の平均値が3.80となり、1年後の結果が、1%水準で有意に高い結果となった。

上記の結果を考察すると、学校全体の取り組みとして、著作権感覚を高まってきていることがわかる。さらに、子どもたち自身が、著作権に関する基礎知識が身につけてきていると感じていることがわかる。